

## 柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方



近年、柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる方が多くなってきています。

整骨院・接骨院は、皆さんの身近にあり気軽に利用できますが、柔道整復師は医師ではありませんので、レントゲン検査や薬の投与はできません。

また、施術を受ける場合、健康保険が使えるものと使えないものが定められています。

**整骨院・接骨院の正しいかかり方を理解し、適正な受診への協力をお願いします。**

### 健康保険が使える場合（保険証を提示してください）

負傷原因が**急性または亜急性**（急性に準ずる）の外傷性の負傷だけです。

具体的には、**骨折・脱臼・打撲・ねんざ・挫傷（肉離れ）**が対象になります。

ただし、骨折・脱臼は応急手当を除いて、医師の同意が必要です。

### 健康保険が使えない場合（全額自己負担です）

- ・ 日常生活による単なる疲れ・肩こり・腰痛など
- ・ スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛など
- ・ 加齢による五十肩・腰痛など
- ・ リュウマチ・関節炎などの内科的な原因によるもの
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ・ 症状改善の見られない長期にわたる漫然とした施術
- ・ 椎間板ヘルニアなどの医師が治療すべき病気
- ・ 同じ部位の治療を外科・内科・整形外科で受けている場合
- ・ 過去に負傷した部位の痛みなど
- ・ 負傷原因や時期・因果関係がはっきりしないもの
- ・ 業務上の負傷



## こんなときは・・・

Q 腰が痛いので整骨院にかかりたいのですが・・・

A 急性の打撲・ねんざなどであれば健康保険が使えます。しかし、日常的な疲労からくる腰痛やスポーツによる筋肉疲労の場合、健康保険は適用されません。整骨院で「健康保険が使えます」といわれても、健康保険の適用が認められなければ、全額自己負担となり、後で返還していただくこととなります。施術を受ける場合には、施術者とよく話し合っテトラブルにならないよう気をつけてください。

Q 持病の肩こりや腰痛で悩んでいます。接骨院にかかりたいのですが・・・

A 負傷した日や原因がはっきりしないものは、健康保険の適用外です。施術は全額自己負担となります。

Q 以前ケガをして治っていたところが痛み出しました。健康保険を使って整骨院にかかれますか・・・

A 以前に負傷したところが自然に痛み出した場合や交通事故の後遺症は、健康保険の適用にはなりません。

Q はり・きゅう・マッサージ等の施術を健康保険で受けることができますか・・・

A 医師が必要であると認め、医師の同意書または診断書を提出することができる場合に限られます。また、医師の同意がある場合でも、いったん窓口で全額を自己負担し、後で医師国保組合に請求することになります。

## 医師国保組合からのお願い

受療をするときは、負傷の原因を正確に伝えてください。

療養費支給申請書に記載された請求内容（施術日・施術内容など）をよく確認し、委任欄への署名・捺印は自分で行ってください。白紙の用紙に署名したり、印鑑を渡してしまうようなことは決して行ってはいけません。また、領収書は必ずもらい、医療費通知で確認をしてください。施術が長期にわたる場合は、内科的な要因も考えられますので、病院等で診療を受けてください。

医師国保組合では、医療費の適正化のために、医科と同様に、柔道整復師（整骨院・接骨院）で受けた施術につき、内容などの照会を行うことがあります。そのため、負傷部位・施術内容・施術年月日の記録や領収書を保管しておいてください。後日、当組合から照会がありましたらご協力をお願いします。

